

令和元年度学校法人監事研修会講演
「私立学校法改正と監事監査の役割」

令和元年10月17日

(学) 千葉工業大学 常勤監事 松尾肇

千葉工業大学

- 1942年創立の旧制興亜工業大学が前身
- 千葉県習志野市津田沼
- 学生数約1万人
- 工学部、先進工学部、創造工学部、情報科学部、社会システム科学部の5学部17学科
- ロボット、惑星探査、人工知能等5つの研究センター所有
- 東京スカイツリータウンにキャンパス
- 同窓会会員 8万8千人



1. 私立学校法の改正と監事監査

(1) 管理運営の適正化のためのガバナンス強化と内部統制の確立

攻めのガバナンスと守りのガバナンス ハードローとソフトロー

理事の業務執行状況の監査 違法行為差止請求権 監事への報告義務 理事会招集請求権

理事会での監事の意見陳述、理事会・評議員会の実質化、非執行外部理事の活用による経営監督

(2) 法人の責務、善管注意義務、法人・第三者への損害賠償義務の法制化

組織規範と行為規範、プロセスの開示と監査、経営判断の原則 善管注意義務の妥当性監査

(3) 中期計画の義務化と監事監査

「中長期的にどう大学を発展させるのか」を社会に発信

(4) 監事の選任

独立性・透明性の確保、選任手順、選任委員会の設置等、常勤化

(5) 学校法人ガバナンスの今後の検討課題

執行と監督、機関設計、ガバナンスコードと自主性、監事監査報告書の充実、研修の充実

評議員会の機能充実、会計監査人監査における監事監査責任

2. 先行事例としてのコーポレートガバナンスからの学び

(1) 平成の30年間は企業のガバナンス改革と内部統制強化の歴史

経営不祥事と成長戦略 オリンパス事件（2011） 監督と執行の分離 日本再興戦略（政府、2014）
マネジメントベースとモニタリングベース 任意の諮問委員会の活用
日産自動車の「ガバナンス改善特別委員会報告書」に見るガバナンスと監査役

(2) ガバナンス、内部統制とは何か

OECD（経済協力開発機構）・・・コーポレートガバナンスのあるべき姿に単一のモデルは存在しないが、
良いコーポレートガバナンスには幾つかの共通要素がある。

ガバナンス・・・「会社が株主始め顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正・かつ迅速
果断な意思決定を行うための仕組み」

内部統制・・・「企業の内部者による組織の管理」、大和銀行NY支店巨額損失事件が契機となり法制化

(3) 企業の監査役制度改革の30年・・・組織規範と行為規範による権限の強化

監査役会設置会社・・・取締役（会）→意思決定、執行、監督 監査役（会）→監査

指名委員会等設置会社・・・取締役（会）→意思決定、監督、執行役→執行、 監査委員（会）→監査

監査等委員会設置会社・・・取締役（会）→意思決定、監督、業務執行取締役→執行、 監査等委員（会）→監査

(4) 監査役制度から何を学ぶか

監督と執行の分離（モニタリングモデル）、適法性監査と妥当性監査、社内監査役と社外監査役

監査役に求められる資質 取締役の多様性とスキル、独立性 後継者の育成計画

(5) 監査役と会計監査人

- ・企業の監査役は会計の妥当性のチェック、会計監査人の選任、解任などの責任を法的に負っている。
(会社法第344条)
- ・取締役会による会計監査人の報酬額決定の議案に関する同意権が認められている(同399条)
- ・会計監査人には監査役に対する取締役の不正行為、重大事実の報告義務が課されている(同397条)
- ・監査役には会計監査人の会計監査報告について、その結果または方法が妥当でないと認める場合には、その旨とその理由を監査報告に記載する義務が課せられている(会社計算規則第127、128条)

(6) 監査役の権限

- ・監査役は自らの権限の行使に当たっては自らの地位と権限の委託者が株主であるということを踏まえ、経営陣の不当な圧力や影響を受けずに、独立した客観的な立場で適切な判断を行うことが求められている。
- ・取締役会による「攻めのガバナンス」に対して、監査役には適法性監査の範囲内での「守りのガバナンス」を果たすことが期待されている。但し、ガバナンスコードでは、決して消極的、抑制的になることなく、むしろ積極的、能動的に行動することが求められている。

(7) 攻めのガバナンスについての監査役の職責

- ・非業務執行、独立という性格は厳守しながらも、現場の問題点、課題、解決策の優先度等について積極的に助言していくという態度。
- ・スルガ銀行不正融資事件・・・第三者委員会が監査役の善管注意義務違反を指摘。

3. 学校法人ガバナンスと監事監査

(1) 企業の監査役監査制度と監事監査制度

取締役会 = 理事会、 監査役会 = 監事（会）、 株主総会 ≠ 評議員会

(2) 監事監査の立ち位置

統制環境の理解、適法性監査の原則、善管注意義務における妥当性監査、学内情報の入手と現状把握

(3) 監事監査の法的側面

私学法、私学振興助成法、学校教育法（自己点検評価）、寄付行為、監事監査規定等

(4) 監事監査における業務監査

ガバナンスと内部統制における適法性、合理性 業務執行の妥当性の範囲

自己点検評価および第三者評価機関の認証評価

(5) 財産監査

三様監査・・・法定内部監査（監事）、法定外部監査（会計監査人）、自主的な内部監査（内部監査室）

会計監査人の会計監査と監事の財産監査

会計監査法人と監査の妥当性

(6) 内部監査部門との連携・・・内部監査部門の立ち位置、情報共有

4. 自主性、自律性に富んだ監事監査を目指すには

(1) 理事会・評議員会制度と監事監査

平成16年度私学法改正 監事の意義と役割 今後の責任強化と体制

(2) ガバナンス風土と監事監査

ガバナンスコード・・・「comply or explain」（将来像を如何に示せるか）

独立した立場からガバナンス風土の偏りや内部統制上の課題を忌憚なく指摘する

社外役員の資質・・・KY力、経営陣からの独立と異質さ、組織の同質性を排除する、社外役員は重責

(3) 内部統制における監事監査の役割

リスク要因の正確な把握と見える化 現場、管理部門、経営におけるディフェンスライン構築

会計監査人および内部監査部門との連携強化

(4) 学校法人の発展と監事監査

アクセル（攻めのガバナンス）とブレーキ（守りのガバナンス）のバランス

ガバナンスや内部統制の欠如で組織の崩壊や信頼を大きく損ねた例は数多い

組織の継続的発展のためには組織力の強化が必須。そのためにも監事監査の重要性がある。

5. 千葉工業大学における監事監査と内部監査

(1) 監事会、内部監査室

監事会・・・常勤1名、非常勤2名（社外） 内部監査室（2007）・・・部長、職員1名、パート1名

(2) 監事監査規定と監査計画

監事監査規定に則り、適法性監査と内部統制（リスクマネジメント）の監査、財産監査

年間の監査実施スケジュール作成、年度の監事監査方針は5月の理事会・評議員会に報告する。

業務監査の重点項目の指定

(3) 理事会、評議員会との関係

理事会（年9回）には監事全員が毎回出席、学内理事会（月2回）には常勤監事が毎回出席

他に予算監事会（3月）、決算監事会（5月）を開催し、理事長、常任理事、会計監査人も出席

(4) トップインタビュー

(5) 内部統制における自己管理型点検評価チェックシステム」の制定とP D C A

- ・「自己管理型点検評価チェックシステム」・・・文科省が平成23年度に示した大学のリスクマップを参考にして、教職員が意識しなければならないリスクを年2回、自己点検し内部監査室に報告する。
法人の部署で約100項目、教員・研究員で20項目ほどのチェックポイントを網羅。
- ・財産監査・・・機器備品の購入時だけでなく、廃棄時もすべて検収室を通して財産管理の適正化を図る。

(6) 教学監査としての教員面談

副学長や主要な委員会の委員長（教員）と年1回、常勤監事が面談を行う（一人当たり1～1.5時間）
教学ガバナンスの観点から教学面の課題、主要施策の実施状況、学生の状況等をヒアリングする。
自己点検評価システムの機能状況の評価、第三者評価への対応状況のチェック

(7) 財産監査と会計監査人との連携

会計監査人には年度初めに会計監査の内容とスケジュール表、および監査時間の計画を提出してもらい、
会計監査のチェックポイントを打ち合わせする。年度中には定期的に意見交換し指摘事項を確認する。

(8) 財務・会計システム

会計システムはオンライン化しており、権限上、監事のPCから全項目が見れる。

(9) 課題

ご清聴ありがとうございました。

学校法人 千葉工業大学

常勤監事 松尾 肇

Mail hajime.matsuo@p.chibakoudai.jp